



平成 30 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 東証第二部)
問合せ先 取締役 山 本 敏 之
(TEL 078-452-0668)

(開示事項の経過) 固定資産の譲渡完了

並びに補助金返還による特別損失計上に関するお知らせ

平成 30 年 5 月 29 日付「固定資産の譲渡に関するお知らせ」において公表いたしました内容につきまして、平成 30 年 6 月 22 日に譲渡手続きが完了しましたのでお知らせいたします。

また、本譲渡手続きにより、当社が前会計年度において受領していた「平成 29 年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」について返還することが見込まれるため、当該返還額を特別損失として計上することになりましたので併せてお知らせいたします。

記

(1) 固定資産譲渡の完了について

1. 譲渡の理由

当社は、平成 24 年 12 月に公表した事業再構築計画の策定以降、大規模な財務リストラクチャリングを完了し、不動産賃貸事業を中心とした安定収益確保による財務体質の安定化を図ってまいりました。

こうした中で、賃貸事業の主力である東神戸センタービル(以下、「本物件」という。)におきましては、近年、過去最高水準の稼働状況となり、その収益力は当社が取得した時点の2倍を超える水準となっており、本物件の評価額も同様に最高水準の位置づけにあります。

当社は、事業上の利益を安定的に確保できる体制が整いましたが、財政面においては純資産の部における利益剰余金が前期末時点において連結ではマイナス 12 億円、個別ではマイナス 17 億円となっており、自己資本比率は 18% を確保しているものの、現状の利益水準で推移した場合、利益剰余金の回復には相当程度の期間を要する状況にあります。

これらを踏まえ、当社が事業再構築段階を完全に終了し、真に持続的成長が可能な企業として進んでいくため、今般、本物件の譲渡を実施することとし、その売却益により会計上の累積損失を一掃して自己資本を大幅に増強することで、財務体質の抜本的な改善による強固な財務基盤の構築を実現することといたしました。

また、本物件譲渡により得られるキャッシュを借入金の返済に充当することでバランスシートをスリム化する一方、本物件譲渡に伴う一時的な収益力低下に対応するため、強固な財務体質を背景とする資金調達力を活かして新たな賃貸資産の取得、現在注力している中古マンションの買取再販事業の拡大および当社の主

力事業であった新築分譲マンション事業の再開等を検討しており、新たな収益の積み上げを図ることで、より発展的な成長を目指す企業として次のステージに踏み出すこととしました。

2. 譲渡資産および譲渡先の内容

平成 30 年5月 29 日付「固定資産の譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 補助金返還による特別損失計上

1. 補助金返還の理由および内容

当社は、平成 29 年8月 31 日付『「平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」の採択に関するお知らせ』に記載のとおり、本物件の省エネルギー化を促進するため、経済産業省が推進し、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が実施するエネルギー使用合理化等事業者支援事業における「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」の申請を行い採択されました。

これにより当社は、平成 30 年2月 28 日付『「平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」の補助金額確定および特別利益の計上に関するお知らせ』にて記載のとおり、当該補助金として金 98,205,839 円を平成 30 年3月末に受領し、平成 30 年3月期の特別利益として計上しております。

今般、本物件の譲渡に伴い、補助金事業の申請者としての立場を失うことから、継続中の補助金事業申請を取り下げることとし、既に受領している補助金 98,205,839 円を返還する見込みとなりました。

2. 特別損失の計上

上記1. に記載の既に受領している補助金 98,205,839 円を返還するため、平成 31 年3月期第 1 四半期に補助金返還損として特別損失を計上いたします。

(3) 今後の見通し

当該固定資産の譲渡完了並びに補助金返還による特別損失計上については、平成 30 年5月 29 日付「特別利益の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」に織込み済みであり、変更はありません。

以 上